

平成28年熊本地震に係る当面の緊急雇用・労働対策

平成28年4月22日（金）

- 1 被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援（雇用調整助成金の要件緩和）
 - 経済上の理由により事業活動の縮小を行わざるを得ない場合に、雇用の維持を図ることを目的として支給される雇用調整助成金について、通常事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月間との比較で行うところ、直近1か月に短縮する特例を実施（4月14日以降分について遡及適用可とする。）。

【雇用調整助成金の概要】

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練等により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用（休業手当、教育訓練の際の賃金等の一部）を助成する制度。
- 2 被災地の事業場等に対する労働保険料の申告・納付期限の延長
 - 熊本県内に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限を一定期間延長する（4月22日告示）。

※労働保険料については、毎年6月1日から7月10日までの間に、事業主が申告・納付するもの。
- 3 被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた対応
 - 熊本県、大分県の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を4月25日に設置し、被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた職業相談や当該相談を踏まえた企業への働きかけを実施。
 - 文部科学省と連携し、採用選考時の柔軟な対応を主要経済団体へ要請（4月21日実施）。

- 4 被災した方や復旧作業を行う方の安全・健康
- 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品（防じんマスク約 55,000 枚、切創防止用手袋約 10,000 組み等）を無償提供（順次実施）。
 - 復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、特に注意いただきたい点を明示しつつ建設業関係団体に要請（4月21日）。
 - 倒壊家屋の復旧等の作業を安全に実施するため、作業現場の安全パトロールを行い、改善のために助言、注意喚起（4月25日～）
- 5 賃金など労働条件面の不安や疑問への対応
地震に伴い事業を休止する場合
- 休業する場合も公的支援も活用してできるだけ労働者の不利益にならないよう、休業手当等に関し、使用者が守るべき事項等について、労働基準法等に関するQ&Aを公表（4月22日）。
 - 倒産等による未払賃金の立替払制度について広報するとともに、申請手続を簡略化（4月22日～）。